柏原市デジタル多世代交流事業業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市デジタル多世代交流事業業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定める。

1　業務目的

本業務は、小・中学生を中心に高い人気を誇るソフト『マインクラフト』を活用したワークショップを実施することにより、次世代を担うデジタル人材の育成に資することを目的とする。また、子どもから大人まで幅広い層が共に参加できる場を設けることで、地域の多世代交流およびコミュニティの活性化につなげることを目指す。

2　業務内容

（1）業務名称

柏原市デジタル多世代交流事業業務

（2）業務内容

別紙「柏原市デジタル多世代交流事業業務公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）発注者

柏原市

（4）委託契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（5）委託料の上限額

１５，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3　実施形式

公募型プロポーザル方式

4　スケジュール

内容	期日等
公告（公募開始）、質問受付	令和８年１１月１３日（金）
質問受付締切	令和８年１１月２４日（火）１６時３０分（必着）
質問回答（最終）	令和８年１１月２６日（木）
参加申込書の締切	令和８年１１月３０日（月）１６時３０分（必着）

参加資格審査の結果通知	令和８年１２月２日（水）
提案書受付開始	令和８年１２月２日（水）
提案書受付締切	令和８年１２月１７日（木）１６時３０分（必着）
審査（プレゼンテーション審査）	令和８年１２月２１日（月）
結果通知	令和８年１２月２３日（水）
契約締結	令和９年１月以降

5　参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の（１）～（８）項目を全て満たす者でなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）公告の日から契約締結日までの期間に、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成３１年３月２９日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。

（３）柏原市暴力団排除条例（平成２５年１２月２０日条例第２７号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。

（４）柏原市暴力団排除条例第２条第６号に規定する暴力団、同条第７号に規定する暴力団員及び同条第８号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。

（６）個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（(一財）日本情報経済社会推進協会が認定するものをいう。以下同じ。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。

（７）法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。

（８）法人格を有し、過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）において、同種または類似の業務実績（官・民を問わない）を有すること。

※「同種または類似の業務」とは、マインクラフトを活用した事業のほか、デジタル技術を用いたワークショップの企画・運営、またはｅスポーツ大会の開催・運営実績なども含むものとする。

6　参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式１）

イ　会社概要（様式２）

ウ　業務実績調書（様式３）

エ　業務実施体制調書（様式４）

オ　同意書（様式５）

カ　誓約書（様式６）

キ　印鑑登録証明書の写し

※参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後３箇月以内のもの

ク　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※法務局で発行する法人の証明書で発行後３箇月以内のもの

ケ　法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

※法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）で発行後３箇月以内のもの

（２）提出期間

令和８年１１月１３日（金）から１１月３０日（月）まで（時間厳守・郵送の場合必着）

※受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）までの９時から１６時３０分までとする。

（３）提出方法

持参または郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

（４）提出先

下記１５の担当部署

（５）提出部数

ア　正本１部（代表者印押印のもの）

イ　副本１部（正本の写し）

7　質問及び回答

本実施要領の内容等に関する質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等に対する追加又は修正とみなす。

（１）提出期限

令和８年１１月２４日（火）１６時３０分まで

（２）質問方法

質問書（様式７）を使用して、電子メールで質問すること。

※複数回にならないよう、まとめて提出すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※電子メールの件名は、以下のとおりとすること。

「【会社名】柏原市デジタル多世代交流事業業務公募型プロポーザルに関する質問」

（３）質問先

下記１５の担当部署

（４）回答方法

質問に対する回答は、本市ウェブサイトに順次公開し、令和８年１１月２６日（木）１７時を最終の更新とする。

※参加者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

８　参加資格審査結果

本実施要領に基づき資格審査を行い、審査結果は令和８年１２月２日（水）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」にて通知する。併せて普通郵便で書面による通知を行う。

参加資格を認められなかった者は、審査結果について、令和８年１２月１１日（金）午後４時３０分までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

９　企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案書等を提出すること。

（１）提出書類

ア、企画提案書表紙（様式８）

イ、企画提案書（任意様式、Ａ４判・枚数任意）

内容は仕様書及び審査基準表を踏まえ、以下 A～F の内容を必ず含むこと。

A）提案の全体概要（事業実施方針・コンセプトなど）

B）ワークショップに係る提案

C）業務運営（広報・集客）・環境構築に係る提案

D）業務遂行スケジュール

E）実施体制

F）その他提案（※本事業の成果や効果をさらに高める自主的な付加価値提案がある場合は、併せて記載すること）

ウ、委託料見積書（様式９、Ａ４判・枚数任意）

※主要な費用内訳が分かるもの。内訳については任意様式可。

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

（２）提出部数

ア 正本１部

イ 副本７部（※事業者と特定できるような表現や企業名は用いないこと）

・同内容の電子データ１部（ＣＤ-Ｒ又はＤＶＤ-Ｒ）

※提出に使用するデータ形式は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint、Adobe PDF のいずれかとすること。

（３）提出期限

令和８年１２月２日（水）から令和８年１２月１７日（木）

※受付時間は、月曜日から金曜日（祝日除く）までの９時から１６時３０分までとする。

（４）提出場所

下記１５の担当部署

（５）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

（６）提案に係る費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等）は、全て提案者の負担とする。

１０　辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡のうえ、辞退届（様式１０）の正本１部を下記１５の担当部署へ書面にて提出すること。

１１　審査（プレゼンテーション）

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、選定委員会が本業務に最も適した提案をしたものを候補者として選定する。

（１）実施日時

令和８年１２月２１日（月）

※実施日時の詳細については、「参加資格審査結果通知書」に明記する。

（２）実施会場

柏原市役所４階 中会議室

（３）実施時間

１提案者の持ち時間は、提案２５分、質疑応答２０分の計４５分以内とする。

（４）注意事項

ア　プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ　プレゼンテーションへの出席者は、対面及びオンライン参加を合わせて５名以内とする。なお、出席者のうち、少なくとも１名は対面での参加を必須とする。

ウ　プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。

エ　プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

オ　プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は各自で用意すること。

カ　オンラインにより参加する場合の通信機器、ソフトウェア、インターネット接続環境等は提案者の責任において準備すること。また、これらに係る一切の費用は提案者の負担とする。

キ　オンライン参加における通信環境の不具合等により、プレゼンテーションの実施に支障が生じた場合、本市はその責任を負わない。

１２　審査項目・配点

本業務の提案に係る審査項目・配点は、別紙「柏原市デジタル多世代交流事業業務審査基準表」のとおりとする。

１３　審査方法・審査結果

（１）審査

柏原市デジタル多世代交流事業業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査した結果、最高評価点を得た者を候補者として決定する。ただし、審査評価点が満点の６割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。最高評価点の者が２者以上となった場合は、見積額の低い方を選定する。なお、見積額が同額の場合は、選定委員の合議により決定するものとする。

（２）１者提案

提案者が１者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項（１）のとおり、審査評価点が満点の６割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

（３）結果通知

審査結果は、令和８年１２月２３日（水）に企画提案書に記載された電子メールアドレスへ「審査結果通知書」にて通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

（４）審査結果の公表

前項（３）と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。

また、候補者と契約締結後、同様に全提案事業者の名称、評価点及び提案金額を公表する。
なお、契約締結者以外の提案事業者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。
提案事業者が２者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

（５）結果に関する問合せ
選定されなかった者は、審査結果について、令和９年１月８日（金）午後４時３０分までに書面（様式自由）にて説明を求めることができる。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

（６）審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

１４　その他

（１）提案者からの提案は１案とする。

（２）提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

（３）本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。

（４）提出された書類は返却しない。ただし、下記（９）(10）を除き、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。

（５）提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。
ア　前記５の参加資格要件を満たさなくなった場合
イ　プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
ウ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
エ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
オ　提出書類に虚偽の記載があった場合
カ　提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
キ　見積金額が提案上限額を超えている場合
ク　プレゼンテーションに参加しない場合
ケ　その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

（６）本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

（７）本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。

（８）地方自治法施行令第１６７条の１６及び柏原市財務規則第１０７条に規定する契約保証金については、契約金額の１００分の１０に相当する額以上とする。

（９）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(10）市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成１２年１０月６日条例第２

３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

１５　担当部署

柏原市　福祉こども部　子育て支援課　　担当：木原・乾

〒５８２－８５５５　大阪府柏原市安堂町１番５５号

電　話：０７２－９７２－１５６３

ＦＡＸ：０７２－９７３－３７８２

メール：kodomoseisaku@city.kashiwara.lg.jp